受付番号	3

一　般　質　問　通　告　書

宇美町議会会議規則第６１条第２項の規定により通告します。

令和４年　５月２６日

宇美町議会議長　殿

宇美町議会議員　安川繁典

質問事項	質問の要旨	質問の相手
生活道路や通学道路の交通安全対策について	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域を定めて最高速度時速３０キロメートルの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組合せ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内抜け道として通行する行為の抑制等を図る「ゾーン３０」がある。 また、道路は車と歩行者が分離して利用できるよう歩道が整備されていることが交通安全上望ましいと思うが、歩道と車道が区分されていない道路では、路側帯に緑色のカラー舗装を行い、ドライバーが車道と路側帯を視覚的に、より明瞭に区分できるようにして交通事故を防止することを目的として設置されている「グリーンベルト」がある。 １．宇美町内で、「ゾーン３０」、「グリーンベルト」が設置されている個所数は。 ２．設置するためには誰が申請するのか。また、警察の協議等も必要と思うが、それぞれを設置するための手段(方法は)はどのようにすればよいのか。 ３．現在、申請されている件数は。 ４．これ以外の方法で町内に設置されている交通安全対策は。	町　長